公認会計士

論文グレードアップ答練
企業法
第9回問題

LEC 東京リーガルマインド

0 000521 201672
EU20167

第 1 問　（満点 50 点）

第２問とあわせ
時間　２時間

次の各問に答えなさい。

問１　Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」という。）は、インターネット上のショッピングモールを運営している株式会社であり、その発行する株式を金融商品取引所に上場している会社法上の大会社であるが、種類株式発行会社ではない。代表取締役はＡであり、Ｘ社の発行済株式総数は 1,000 万株である。Ｘ社では、同社の創業者であるＢの経営に対する影響力を低下させるため、Ｂと交渉し、その保有株式（Ｘ社の発行済株式の５％）をすべて買い取ることとした。

この場合において、Ｘ社で必要な会社法上の手続について、説明しなさい。なお、財源規制については触れる必要はない。

問２　問１の場合、Ｘ社は、Ｂの保有する全株式を取得するためにあたって、完全子会社であるＹ株式会社（以下、「Ｙ社」という。）にＢの保有する株式（以下、「本件株式」という。）を取得させたいと考えていた場合、これは会社法上可能か。

また、仮にＹ社がＸ社の株式を取得したのが適法である場合、Ｙ社は、Ｘ社の株主総会において議決権を行使することができるか、Ｘ社から剰余金の配当を受けることができるか。

問３　Ｘ社がＢから本件株式を取得する（以下、「本件株式取得」という。）にあたり、Ｘ社の株主総会の決議を経ていなかったとする。この場合、Ｘ社は、Ｂに対して本件株式取得が無効であることを主張することができるか、論じなさい。

なお、Ｂは、本件株式取得に際し、Ｘ社において株主総会決議を経ていなかったことを知っていたものとする。

第 2 問　（満点 50 点）　｛第１問とあわせ 時間　２時間｝

以下の各問に答えなさい。

問１　甲株式会社（以下、「甲社」という。）は、薬品を製造・販売する監査等委員会設置会社である公開会社であり、種類株式発行会社ではなく、発行済株式総数は 100 万株である。そして、その発行する株式について、100 株をもって１単元の株式とする旨を定款で定めている。

甲社の株主Ａは、平成 25 年以来の同社の株主で、１万株を保有している。Ａは、甲社のガバナンス強化を目的として、公認会計士であるＢを新たに監査等委員とするための株主提案をすることとした。そして、2020 年４月 11 日に、甲社の代表取締役であるＣに対して、上記の内容について本年の株主総会で取り上げるよう株主提案をした。この株主提案は行使要件を満たしているか、検討しなさい。

問２　甲社の基準日は、３月 31 日であり、基準日株主に対して、定時株主総会の議決権及び配当請求権を与えることを決定した。甲社は、かねてから乙株式会社（以下、「乙社」という。）と技術協力を進めており、その体制を強化するため、2020 年 5 月 18 日に乙社に対して、５万株発行し（この発行手続については会社法上の問題はなかったものとする。）、同年５月 25 日に、乙社に対し、同年６月 15 日に行われる株主総会において議決権を行使することができる旨の決定をした。この決定は適法か、検討しなさい。

問３　甲社は、Ａの株主提案権について、2020 年４月 11 日時点では行使要件を満たしていたが、甲社が乙社に新株を発行し議決権行使を認めたことにより、株主総会の開催日である同年６月 15 日の時点では株主提案の行使要件を満たしていないとして、Ａの提案を株主総会の議案として採りあげなかった。この甲社の措置は妥当か、論じなさい。

ご記入いただいた個人情報は、教材発送、お客様へのご連絡、資格試験の情報提供、当社のサービス・商品等のご案内、成績発表等の目的に使用させて頂きます。
詳細につきましては、当社のプライバシーポリシー（http://www.lec-jp.com/privacy.html）をご確認ください。
〈LEC〉複製・頒布を禁じます

第　１　問　　答　案　用　紙

問１

問２

問３

2020－論グ－企（９）－問

受験地	受験日	受講証番号	氏　名	評　点			
				第1問		第2問	

第　２　問　　答　案　用　紙

問１

問２

問３

受講証番号

LEC 東京リーガルマインド

著作権者　株式会社東京リーガルマインド

(C) 2020 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

EU20167